

国家公安委員会委員長 山 本 順 三 殿

人事院総裁 一 宮 なほみ

平成 13 年人事院指令 9—8（公安職俸給表(一)の適用について）の  
一部改正について

平成 13 年人事院指令 9—8（公安職俸給表(一)の適用について）の一部を次の  
ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応す  
る改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 4 条第 1 号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。 一 警察庁の総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会事務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 4 条第 1 号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。 一 警察庁の総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会事務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、

広報室長、指紋鑑識官、国際総合研究官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、外事情報総合研究官、国際テロリズム情報総合研究官及び警備実施総合研究官

二～四 (略)

2・3 (略)

広報室長、指紋鑑識官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、国際総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、警備実施総合研究官、外事情報総合研究官及び国際テロリズム情報総合研究官

二～四 (略)

2・3 (略)